

令和4年度第3回大分県食品安全推進 県民会議及び現地視察

日時 令和5年2月13日(月) 9:50～12:00
場所 株式会社大分県畜産公社、書面開催

【 次 第 】

1 開 会

2 あいさつ

3 視察

- (1) 株式会社大分県畜産公社について
- (2) と畜検査について
- (3) 施設見学

4 議 事

- (1) 第6次大分県食品安全行動計画(案)の県民意見募集の結果について
- (2) 第6次大分県食品安全行動計画(案)について
- (3) 令和5年度大分県食品衛生監視指導計画(案)について



議題(1) 第6次大分県食品安全行動計画(案)の県民意見の募集結果について

第2回県民会議でご説明しました第6次大分県食品安全行動計画(案)について、意見募集の結果をご報告します。

- 1 募集期間 令和4年12月26日(月)～令和5年1月31日(火)
- 2 意見提出 1件
- 3 意見の概要と県の考え方

章節等	ご意見等の概要	県の考え方・取組状況
第3章1 体制づくり の取組ほか	<p>本計画の中には、次にあげられるように様々なシステムのDX推進が必要となるため、大分県食の安全確保・食育推進本部の中に、DXを横断的に管理する「食品安全DX推進チーム or 幹事会(仮称)」を設け、銘打つことによりアピールしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生申請等システム(食品リコール情報、衛生証明書発行等) ・食品表示関係システム ・BSE、家畜衛生管理 ・貝毒、養殖魚安全情報 ・各種トレーサビリティ関係システム ・農薬関係情報(GAP) ・学校給食情報 など 	<p>県では、DX推進戦略に基づき、産業のDX、行政のDXに取り組んでいます。食の安全・安心に関わる各課室でも、スマート農林水産技術普及拡大事業など農林水産業のDX推進や、食品関係申請手続きの電子化等に取り組んでいるところです。今後も、DX推進については、全庁的な取組として進めて参ります。</p>

*DX: デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術とデータを活用して、人々の生活をより良い方向に変化させること。

議題(2) 第6次大分県食品安全行動計画(案)について

第6次大分県食品安全行動計画(案)を下記のとおり修正しましたので、ご報告します。

ページ	修正内容
P33	<p>具体的施策のうち、「景品表示法に基づく監視の実施」の内容を <u>「景品表示法の概要や疑義事案等について、食品関連事業者に対し、研修等により周知を図るとともに、立入調査等において監視・指導を実施します。」</u> に修正。</p>
P42	<p>数値目標の表中、「おおいた食育人材バンク等の食育推進活動参加者数」の指標値を「3,500人/年」に修正</p>
P45	<p>活動指標の表中、27「おおいた食育人材バンク等の食育推進活動参加者数」の指標を「3,500人/年」に修正</p>

議題(3) 令和5年度大分県食品衛生監視指導計画(案)について

1 大分県食品衛生監視指導計画の概要

(1) 趣旨

大分県が行う食品衛生に関する監視指導計画の実施についての基本的な方向性や、監視指導に必要な基本的事項を示すため、毎年策定するもの

(2) 目的

重点的、効率的かつ効果的な監視指導を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、県民の食の安全を確保すること

(3) 計画実施結果の公表

県ホームページで公表

- ・ 業務概要

- 「食品衛生対策の推進」内で監視指導結果等について公表

- ・ 食品の検査結果

- 「食品の検査結果」内で収去検査結果を公表

(4) 県民意見募集の実施

- ・ 計画が県民の食の安全に対する要望や意見を的確に反映したものになるよう意見を募集

- ・ 現在、県ホームページ等により実施中期間:(令和5年1月27日～令和5年2月27日)

2 令和5年度案のポイント

(1) 食品衛生法改正により制度化された、国際的な衛生管理の手法である HACCP(危害分析・重要管理点方式)の徹底

(2) 適正表示の徹底やアレルギー物質の混入防止等の食物アレルギーによる事故対策

(3) 食肉の生食等による食中毒防止対策

(4) 有毒植物等による自然毒食中毒防止対策

3 ご意見を頂きたいポイント

(1) 計画全般に関するご意見

(2) 重点事項とした取り組みについて

(3) ご要望

と畜検査員による獣畜(牛、豚等)の検査(と畜検査)について

- と畜検査は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条に基づき、獣医学的知識をもって、疾病や異常のある獣畜やその肉を、食用不可として排除するための検査。
- 検査は、生理学、解剖学、病理学、微生物学等獣医学の専門知識をもった獣医師(と畜検査員)が望診、触診、解剖等により行うこととしている。

